

鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員会会則

（目的）

鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、平時の自主的な防災訓練等を通じ、災害時における防災拠点・医療救護拠点・避難場所である鴨志田緑小学校学校の防災力の向上に寄与することを目的とする。

（所轄事務）

第1条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、防災拠点の円滑な運営を図るものとする。

- （1） 防災拠点の管理運営に関すること
- （2） 避難・誘導に関すること
- （3） 情報の受伝達に関すること
- （4） 飲食物、生活用品、救援物資に関すること
- （5） 救護・防疫活動に関すること
- （6） 福祉活動に関すること
- （7） 防災訓練に関すること
- （8） その他防災拠点に関すること

（組 織）

第2条 運営委員会は、鴨志田緑小学校学校区域の町内会・自治会が指名する者、委員長が指名する事務局員、鴨志田緑小学校関係者及び区行政関係者の委員をもって構成する。

- 2 運営委員会に必要な部会を設けることができる。
- 3 上記1項に加え、運営委員会は防災活動に必要な団体に所属する者及び個人を委員として指名できることとする。

（役 員 等）

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- （1） 委員長 1 名
- （2） 副委員長 6 名以内
- 2 委員長は、地域町内会・自治会の持ち回り担当とする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長以外の町内会・自治会代表が就任し委員長を補佐する。委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は 1 期 1 年とする。ただし、任期終了後も後任者決定までは引き続き在任する。
- 6 必要に応じ上記以外の役員を設けることができる。

（運営委員会）

第4条 運営委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに召集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席人の3分の2以上の同意を必要とする。

3 運営委員会は、次の事項を議決する。

- ① 会則の改定
- ② その他重要事項

4 第2項にかかわらず、第3項議決は、各町内会・自治会代表者と事務局委員の運営委員会でできることとし、出席数と同意数は第2項を適用する。

（事務局）

第5条 運営委員会の事務局は、鴨志田緑小学校に置く。

2 事務局員は、委員経験者や防災有識者の中から委員長が指名できることとし、委員として活動する。

3 事務局は委員長の指示により、委員会の開催や防災訓練等の事務手続きを行う。

（委任）

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め運営委員会に報告することとする。

（役員および委員の任期）

第8条 役員および委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、任期終了後も後任者決定までは、引き続き在任する。

（経費）

第9条 運営委員会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 上記収入で運営が出来ない場合は、委員会の議決に基づき、関連する町内会・自治会に対し協賛金の要請ができることとする。

（総務）

第10条 運営委員会は、役員及び委員が運営に関し支出した費用を負担する。この支出には、交通費、電話等の通信費、研修費、物品購入費、研修時の食事代等を含める。

付 則

この会則は、平成7年8月2日から施行する。

改定(1) 平成23年4月1日

改定(2) 平成24年4月1日

改定(3) 令和5年4月1日